福島第一港湾内、放水口付近、護岸の詳細分析結果(1/3)護岸地下水

単位:Bq/L(塩素除く)

														四:Bd/L(地示例 (/
	地下水観測孔 No.0-1	地下水観測孔 No.0-1-2	地下水観測孔 No.0-2	地下水観測孔 No.0-3-1	地下水観測孔 No.0-3-2	地下水観測孔 No.0-4	地下水観測孔 No.1	地下水観測孔 No.1-6	地下水観測孔 No.1-8	地下水観測孔 No.1-9 ^(注)	地下水観測孔 No.1-11	地下水観測孔 No.1-12	地下水観測孔 No.1-14	地下水観測孔 No.1-16	地下水観測孔 No.1-17
採取日		/	/	/	/	/		/		1月15日	/		/	/	/
採取時刻		/				/	/			9:14	1		/	/	/
塩素(単位:ppm)										75					
Cs-134(約2年)										_					
Cs-137(約30年)										_					
₹										1					
0										-					
他										_					
γ										_					
全 β		/	/		/	/		/		33			/	/	
H-3(約12年)	/	/	/	/	/	/	/	/	/	870	/	/	/	/	
Sr-90(約29年)	V	/	/	/	/	/	V	/	/	_	/	V	/	/	/
31 00 (#320 -T)	<u> </u>	<u> </u>	<u> </u>		<u> </u>	<u> </u>								l]
こ 00(作)20一十/	1 2 是機	<u> </u>	<u>Y</u>	<u> </u>		<u> </u>	<u> </u>	<u> </u>	22号機			1			3.4号機
31 00 (m)20 T)	1,2号機 ウェルポイント		地下水観測孔	地下水観測孔	地下水観測孔			地下水観測孔	2,3号機 改修ウェル			地下水観測孔	地下水観測孔	地下水観測孔 No 3-5 ^(注)	3,4号機 改修ウェル
	1,2号機 ウェルポイント 汲み上げ水	地下水観測孔 No.2	地下水観測孔 No.2-2	地下水観測孔 No.2-3	地下水観測孔 No.2-5 ^(注)	地下水観測孔 No.2-6	地下水観測孔 No.2-7	地下水観測孔 No.2-8	2,3号機 改修ウェル 汲み上げ水	地下水観測孔 No.3	地下水観測孔 No.3-2	地下水観測孔 No.3-3	地下水観測孔 No.3-4	地下水観測孔 No.3-5 ^(注)	3,4号機 改修ウェル 汲み上げ水
採取日	1,2号機 ウェルポイント 汲み上げ水			地下水観測孔 No.2-3	地下水観測孔 No.2-5 ^(注)			地下水観測孔 No.2-8	2,3号機 改修ウェル 汲み上げ水				地下水観測孔 No.3-4	地下水観測孔 No.3-5 ^(注)	改修ウェル
採取日採取時刻	1,2号機 ウェルポイント 汲み上げ水			地下水観測孔 No.2-3	地下水観測孔 No.2-5 ^(注)			地下水観測孔 No.2-8	2,3号機 改修ウェル 汲み上げ水				地下水観測孔 No.3-4	地下水観測孔 No.3-5 ^(注)	改修ウェル
採取日 採取時刻 塩素(単位:ppm)	1,2号機 ウェルポイント 汲み上げ水			地下水観測孔 No.2-3	地下水観測孔 No.2-5 ^(注)			地下水観測孔 No.2-8	2,3号機 改修ウェル 汲み上げ水				地下水観測孔 No.3-4	地下水観測孔 No.3-5 ^(注)	改修ウェル
採取日 採取時刻 塩素(単位:ppm) Cs-134(約2年)	1.2号機 ウェルポイント 汲み上げ水			地下水観測孔 No.2-3	地下水観測孔 No.2-5 ^(注)			地下水観測孔 No.2-8	2,3号機 改修ウェル 汲み上げ水				地下水観測孔 No.3-4	地下水観測孔 No.3-5 ^(注)	改修ウェル
採取日 採取時刻 塩素(単位:ppm) Cs-134(約2年) Cs-137(約30年)	1.2号機 ウェルポイント 汲み上げ水			地下水観測孔 No.2-3	地下水観測孔 No.2-5 ^(注)			地下水観測孔 No.2-8	2.3号機 改修ウェル 汲み上げ水				地下水観測孔 No.3-4	地下水観測孔 No.3-5 ^(注)	改修ウェル
採取日 採取時刻 塩素(単位:ppm) Cs-134(約2年) Cs-137(約30年) そ	1.2号機 ウェルポイント 汲み上げ水			地下水観測孔 No.2-3	地下水観測孔 No.2-5 ^(注)			地下水観測孔 No.2-8	2.3号機 改修ウェル 汲み上げ水				地下水観測孔 No.3-4	地下水観測孔 No.3-5 ^(注)	改修ウェル
採取日 採取時刻 塩素(単位:ppm) Cs-134(約2年) Cs-137(約30年)	1,2号機ウェルポイント 汲み上げ水			地下水観測孔 No.2-3	地下水観測孔 No.2-5 ^(注)			地下水観測孔 No.2-8	2,3号機 改修ウェル 汲み上げ水				地下水観測孔 No.3-4	地下水観測孔 No.3-5 ^(注)	改修ウェル
採取日 採取時刻 塩素(単位:ppm) Cs-134(約2年) Cs-137(約30年) そ	1.2号機 ウェルポイント 汲み上げ水			地下水観測孔 No.2-3	地下水観測孔 No.2-5 ^(注)			地下水観測孔 No.2-8	2,3号機 改修ウェル 汲み上げ水				地下水観測孔 No.3-4	地下水観測孔 No.3-5 ^(注)	改修ウェル
採取日 採取時刻 塩素(単位:ppm) Cs-134(約2年) Cs-137(約30年) そ	1.2号機 ウェルポイント 汲み上げ水			地下水観測孔 No.2-3	地下水観測孔 No.2-5 ^(注)			地下水観測孔 No.2-8	2.3号機 改修ウェル 汲み上げ水				地下水観測孔 No.3-4	地下水観測孔 No.3-5 ^(注)	改修ウェル
採取日 採取時刻 塩素(単位:ppm) Cs-134(約2年) Cs-137(約30年) そ の 他 ア	1,2号機ウェルポイント 汲み上げ水			地下水観測孔 No.2-3	地下水観測孔 No.2-5 ^(注)			地下水観測孔 No.2-8	2,3号機 改修ウェル 汲み上げ水				地下水観測孔 No.3-4	地下水観測孔 No.3-5 ^(注)	改修ウェル

- * 太枠内が今回公表データ。他は1月16日にお知らせ済み。
- *NDは検出限界値未満を表し、「その他 γ 」を除き()内に検出限界値を示す。
- *測定対象外の項目は「一」と記す。また、「その他 γ 」は検出されたときに記す。
- (注) No.1-9, 2-5, 3-5は、採水器による採取であるため、 γ 測定は実施せず。 \mathcal{L} は参考値としてろ過後に測定。

福島第一港湾内、放水口付近、護岸の詳細分析結果(2/3)護岸地下水

単位:Bq/L(塩素除く)

						•								- 12 · Dq/ L \	
	地下水観測孔 No.0-1	地下水観測孔 No.0-1-2	地下水観測孔 No.0-2	地下水観測孔 No.0-3-1	地下水観測孔 No.0-3-2	地下水観測孔 No.0-4	地下水観測孔 No.1	地下水観測孔 No.1-6	地下水観測孔 No.1-8	地下水観測孔 No.1-9 ^(注)	地下水観測孔 No.1-11			地下水観測孔 No.1-16	
採取日							/	/		1月17日	/				
採取時刻	/	/	/	/	/	/	/	/	/	7:11	/	/	/		/
塩素(単位:ppm)										70					
Cs-134(約2年)						/				_					
Cs-137(約30年)		/	/	/	/	/	/			_		/			
₹										_					
0							/			_				/	
他										_					
γ										_					
全β										46					
H-3(約12年)						/				分析中					
Sr-90(約29年)	/	/	/	/	/	/	/	/	/	_	/	/	/	/	/
	108#	' I	1		1	I	ı		0.08 +#	1		1	1		0.4 🗆 🕬
	1,2号機 ウェルポイント			地下水観測孔					2,3号機 改修ウェル			地下水観測孔			3,4号機 改修ウェル
	1,2号機 ウェルポイント 汲み上げ水	地下水観測孔 No.2	地下水観測孔 No.2-2	地下水観測孔 No.2-3	地下水観測孔 No.2-5 ^(注)	No.2-6	地下水観測孔 No.2-7	地下水観測孔 No.2-8	2,3号機 改修ウェル 汲み上げ水	地下水観測孔 No.3	地下水観測孔 No.3-2	地下水観測孔 No.3-3		地下水観測孔 No.3-5 ^(注)	
採取日	ウェルポイント					No.2-6 1月17日			改修ウェル						改修ウェル
採取日採取時刻	ウェルポイント					No.2-6			改修ウェル						改修ウェル
採取日 採取時刻 塩素(単位:ppm)	ウェルポイント					No.2-6 1月17日 7:28 —			改修ウェル						改修ウェル
採取日 採取時刻 塩素(単位:ppm) Cs-134(約2年)	ウェルポイント					No.2-6 1月17日 7:28 — ND(0.52)			改修ウェル						改修ウェル
採取日 採取時刻 塩素(単位:ppm) Cs-134(約2年) Cs-137(約30年)	ウェルポイント					No.2-6 1月17日 7:28 —			改修ウェル						改修ウェル
採取日 採取時刻 塩素(単位:ppm) Cs-134(約2年) Cs-137(約30年) そ	ウェルポイント					No.2-6 1月17日 7:28 — ND(0.52)			改修ウェル						改修ウェル
採取日 採取時刻 塩素(単位:ppm) Cs-134(約2年) Cs-137(約30年) そ	ウェルポイント					No.2-6 1月17日 7:28 — ND(0.52)			改修ウェル						改修ウェル
採取日 採取時刻 塩素(単位:ppm) Cs-134(約2年) Cs-137(約30年) そ	ウェルポイント					No.2-6 1月17日 7:28 — ND(0.52)			改修ウェル						改修ウェル
採取日 採取時刻 塩素(単位:ppm) Cs-134(約2年) Cs-137(約30年) そ の 他 ア	ウェルポイント					No.2-6 1月17日 7:28 — ND(0.52) ND(0.55)			改修ウェル						改修ウェル
採取日 採取時刻 塩素(単位:ppm) Cs-134(約2年) Cs-137(約30年) そ の 他 ア	ウェルポイント					No.2-6 1月17日 7:28 — ND(0.52) ND(0.55)			改修ウェル						改修ウェル
採取日 採取時刻 塩素(単位:ppm) Cs-134(約2年) Cs-137(約30年) そ の 他 ア	ウェルポイント					No.2-6 1月17日 7:28 — ND(0.52) ND(0.55)			改修ウェル						改修ウェル

^{*}NDは検出限界値未満を表し、「その他 γ 」を除き()内に検出限界値を示す。

^{*}測定対象外の項目は「一」と記す。また、「その他 γ 」は検出されたときに記す。

⁽注) No.1-9, 2-5, 3-5は、採水器による採取であるため、 γ 測定は実施せず。全 β は参考値としてろ過後に測定。

福島第一港湾内、放水口付近、護岸の詳細分析結果(3/3)海水

単位:Bq/L

	福島第一 5,6号機 放水口北側 (T-1)	福島第一 6号機 取水口前	福島第一 物揚場前	福島第一 1~4号機 取水口内北側 (東波除堤北側)	福島第一 1号機 取水口 (遮水壁前)	福島第一 2号機 取水口 (遮水壁前)	福島第一 1~4号機 取水口内南側 (遮水壁前)	福島第一 南放水口 付近 (T-2)	福島第一港湾口	福島第一 港湾内 東側	※ 告示濃度 限度	サロ・35分と WHO飲料水 水質ガイドライン
採取日		1月17日	1月17日	1月17日	1月17日	1月17日	1月17日		1月17日	1月17日		
採取時刻		7:45	7:33	6:45	7:08	7:02	6:56		7:06	7:04		
Cs-134 (約2年)		ND(0.38)	ND(0.46)	ND(0.47)	ND(0.98)	ND(0.56)	ND(0.54)		ND(0.60)	ND(0.26)	60	10
Cs-137 (約30年)		ND(0.48)	ND(0.54)	2.9	2.8	2.5	2.5	/	ND(0.47)	0.60	90	10
全β		ND(17)	ND(17)	ND(17)	ND(17)	ND(17)	ND(17)		ND(17)	ND(18)		
H-3 (約12年)		_	_	_	_	_	_		_	_	60,000	10,000
Sr-90 (約29年)	/	_	_	_	_	_	_		_	_	30	10

単位:Bq/L

	福島第一 港湾内 西側	福島第一港湾内北側	福島第一 港湾内 南側	福島第一 港湾中央	福島第一 北防波堤 北側 (T-0-1)	福島第一 港湾口 北東側 (T-0-1A)	福島第一 港湾口 東側 (T-0-2)	福島第一 港湾口 南東側 (T-0-3A)	福島第一 南防波堤 南側 (T-0-3)	※ 告示濃度 限度	WHO飲料水 水質ガイドライン
採取日	1月17日	1月17日	1月17日	1月17日		/	/				
採取時刻	7:02	7:00	7:08	6:50							
Cs-134 (約2年)	ND(0.24)	ND(0.31)	ND(0.33)	ND(0.56)						60	10
Cs-137 (約30年)	ND(0.33)	ND(0.31)	0.34	ND(0.53)						90	10
全β	ND(18)	ND(18)	ND(18)	ND(17)							
H-3 (約12年)	_	_	_	_						60,000	10,000
Sr-90 (約29年)	-	_	-	-	/	/	/		/	30	10

^{*}NDは検出限界値未満を表し、()内に検出限界値を示す。

^{*}測定対象外の項目は「一」と記す。

[※] 東京電力株式会社福島第一原子力発電所原子炉施設の保安及び特定核燃料物質の防護に関する規則に定める告示濃度限度 (別表第2第六欄:周辺監視区域外の水中の濃度限度[本表では、Bq/cm³の表記をBq/Lに換算した値を記載])